

平成24年3月16日

平成22年度における地方公務員の懲戒処分等の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

総務省では、平成22年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について
2. 汚職事件について

(連絡先)

総務省自治行政局公務員部公務員課

担当：宮崎課長補佐、渡邊係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 5543

(直通) 03-5253-5543

FAX: 03-5253-5552

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

- この調査は、各地方公共団体が平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。

- 調査の対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。
ただし、岩手県内の 2 団体については、東日本大震災の影響により回答困難のため、本調査の対象外としている。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 平成 22 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 平成 22 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,918 人であり、前年度に比べて 1,065 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、免職 539 人（対前年度比 24 人増）、停職 885 人（同 124 人増）、減給 1,542 人（同 338 人減）、戒告 1,952 人（同 875 人減）となっており、免職及び停職が増加し、減給及び戒告が減少している。
- 処分者数を行為別にみると、全体では「一般服務関係」1,868 人（38.0%）が最も多く、次いで「道交法違反」1,302 人（26.5%）、「一般非行関係」855 人（17.4%）、「監督責任」705 人（14.3%）、「収賄等関係」129 人（2.6%）、「給与・任用関係」42 人（0.9%）、「違法な職員組合活動」17 人（0.3%）の順となっている。

懲戒処分者数の状況（種類別・行為別）

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	1 (5)	15 (13)	23 (13)	3 (15)	42 (46)
一般服務関係 （勤務態度不良、職務命令違反等）	88 (96)	298 (298)	721 (940)	761 (880)	1,868 (2,214)
一般非行関係 （傷害・暴行、金銭関係の非行等）	251 (217)	325 (237)	184 (162)	95 (63)	855 (679)
収賄等関係 （収賄、横領等）	100 (98)	21 (16)	6 (3)	2 (1)	129 (118)
道交法違反	99 (99)	214 (189)	292 (277)	697 (698)	1,302 (1,263)
違法な職員組合活動	0 (0)	4 (4)	2 (160)	11 (12)	17 (176)
監督責任	0 (0)	8 (4)	314 (325)	383 (1,158)	705 (1,487)
合 計	539 (515)	885 (761)	1,542 (1,880)	1,952 (2,827)	4,918 (5,983)

（注）1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 平成 22 年度中に分限処分を受けた職員数は 24,686 人であり、前年度に比べて 292 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 134 人（対前年度比 31 人減）、免職 440 人（同 513 人減）、休職 24,111 人（同 270 人増）、降給 1 人（対前年同数）となっており、降任及び免職は前年度より減少しているが、休職は増加している。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」23,873 人（96.7%）が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」368 人（1.5%）、「条例に定める事由による場合」223 人（0.9%）、「刑事事件に関し起訴された場合」86 人（0.3%）、「職に必要な適格性を欠く場合」85 人（0.3%）、「勤務実績が良くない場合」51 人（0.2%）の順となっている。

（注） 四捨五入のため、各計数を足したものと合計とが一致しない。

分限処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	25 (39)	26 (20)	—	—	51 (59)
心身の故障の場合	44 (76)	26 (29)	23,803 (23,510)	—	23,873 (23,615)
職に必要な適格性を欠く場合	65 (50)	20 (29)	—	—	85 (79)
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合	0 (0)	368 (893)	—	—	368 (893)
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	86 (83)	—	86 (83)
条例に定める事由による場合	—	—	222 (248)	1 (1)	223 (249)
合 計	134 (165)	440 (971)	24,111 (23,841)	1 (1)	24,686 (24,978)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上している。

3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
22	539	885	1,542	1,952	4,918
21	515	761	1,880	2,827	5,983
20	565	907	1,933	2,251	5,656
19	581	2,509	2,028	15,208	20,326
18	629	1,070	2,571	3,321	7,591
17	477	1,020	1,840	2,509	5,846
16	441	948	2,166	2,453	6,008
15	492	1,042	2,153	2,595	6,282
14	468	1,092	2,163	2,560	6,283
13	359	963	2,247	2,622	6,191

(注) 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
22	134	440	24,111	1	24,686
21	165	971	23,841	1	24,978
20	149	830	23,572	0	24,551
19	175	224	22,287	0	22,686
18	380	543	20,923	0	21,846
17	173	172	18,560	1	18,906
16	143	237	16,532	0	16,912
15	136	136	15,926	2	16,200
14	119	444	15,001	1	15,565
13	102	129	21,549	1	21,781

(注1) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

(注2) 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

2. 汚職事件について

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、職員共済組合、公益法人等（以下「公社等」という。）において、平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。
- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合等の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。
ただし、岩手県内の 2 団体については、東日本大震災の影響により回答困難のため、本調査の対象外としている。
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。

汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。

発覚： 公選される職（首長、議員等）にある者については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

汚職事件の状況

- 平成 22 年度中に発覚した汚職事件の件数は 108 件、これらの事件が発生した団体は 90 団体、当事者として汚職事件に関係した職員は 131 人である。
- 汚職事件を種類別にみると、横領事件が 74 件、収賄事件が 20 件であり、両者で全体の 87.0%を占めている。
また、関係職員（当事者）を種類別にみると、横領事件に 74 人、収賄事件に 43 人が関係しており、これらの事件に関係した者が全体の 89.3%を占めている。
- 汚職事件を部門別にみると、教育部門が 28 件（25.9%）、土木・建築部門が 16 件（14.8%）となっている。
- 汚職事件を態様別にみると、「その他公金取扱」に関するものが 52 件（48.1%）、「土木建築工事の執行」に関するものが 16 件（14.8%）、「物品等の購入・役務の提供」に関するものが 9 件（8.3%）となっている。

（１）件数、団体数、関係職員（当事者）数

区 分	件 数 (件)	団 体 数 (団体)	関係職員(当事者)数 (人)
都 道 府 県 等	21	16	21
市 町 村 等	87	74	110
公 社 等	0	0	0
計	108	90	131

（参 考）

平成 2 1 年 度	123	103	135
------------	-----	-----	-----

（注） 1 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が、「公社等」には、土地開発公社、住宅供給公社及び職員共済組合等が含まれる。

2 「関係職員（当事者）数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。以下同じ。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者)数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
横 領	74	68.5 %	74	56.5 %
収 賄	20	18.5 %	43	32.8 %
公 文 書 偽 造	4	3.7 %	4	3.1 %
詐 欺	2	1.9 %	2	1.5 %
職 権 濫 用	1	0.9 %	1	0.8 %
そ の 他	7	6.5 %	7	5.3 %
計	108	100.0 %	131	100.0 %

- (注) 1 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しないことがある。以下同じ。
2 背任及び公印偽造については該当がなかった。

(3) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者)数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
教 育	28	25.9 %	28	21.4 %
土 木 ・ 建 築	16	14.8 %	17	13.0 %
民 生 ・ 労 働	12	11.1 %	12	9.2 %
総 務	11	10.2 %	11	8.4 %
公 営 企 業	9	8.3 %	9	6.9 %
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害	8	7.4 %	29	22.1 %
商 工	7	6.5 %	8	6.1 %
農 林 ・ 水 産	7	6.5 %	7	5.3 %
企 画 ・ 開 発	3	2.8 %	3	2.3 %
そ の 他	7	6.5 %	7	5.3 %
計	108	100.0 %	131	100.0 %

- (注) 議会については該当がなかった。

(4) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者)数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
その他公金取扱	52	48.1 %	52	39.7 %
土木建築工事の執行	16	14.8 %	17	13.0 %
物品等の購入・ 役務の提供	9	8.3 %	9	6.9 %
税の賦課・徴収	6	5.6 %	6	4.6 %
補助金・融資	5	4.6 %	5	3.8 %
各種許認可 事務・任用	1	0.9 %	1	0.8 %
各種検査・ 審査・検定	1	0.9 %	1	0.8 %
公有財産の払下	1	0.9 %	1	0.8 %
そ の 他	17	15.7 %	39	29.8 %
計	108	100.0 %	131	100.0 %

(注) 用地買収及び地位買収については該当がなかった。

(5) 関係職員(当事者)の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	その他	計		
平成22年度	0	0	1	1	130	131
平成21年度	3	2	2	7	128	135

(6) 汚職事件発生の背景

○ 平成 22 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（90 団体）が、汚職事件発生の背景として指摘している事項は次のとおりである。

(複数回答団体あり)

区 分	回 答 数
1. 組織・制度上の問題	256
(1) 監督の不十分	(102)
(2) 人事の停滞	(63)
(3) 特定職員への権限集中	(48)
(4) 制度及び制度運用上の問題	(43)
2. 職務遂行上の問題	230
(1) 業務チェックの不備	(124)
(2) 会計管理の不備	(71)
(3) 公印等の管理の不備	(35)
3. 職員としての資質の問題	230
(1) 職員としての資質の欠如	(174)
(2) 職員と業者との癒着	(56)
4. 外部的要因による問題	11
(1) 業者の競争	(7)
(2) 社会的な要因	(4)
5. その他	49

(7) 汚職事件再発防止のための措置

- 平成 22 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（90 団体）において、汚職事件の再発を防止するために実施済み、又は実施する予定である主な措置は次のとおりである。

(単位：回答数)

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	サービス関係規程の整備	28	4
	組織、機構、職制の整備	13	2
	事務分掌、決裁等関係規程の整備	11	5
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	41	2
	要員の充実	6	1
	許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転	4	1
事務執行方法の改善	チェックシステムの整備強化	61	5
	事務点検、調査の実施	53	2
	会計事務の改善	41	3
サービス管理の整備強化	通達の発出	64	1
	一般職員研修の充実強化	52	8
	監督者研修の充実強化	42	8

(注) 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を3項目抽出(複数回答団体あり)。

(参考) 発覚件数、団体数及び関係職員(当事者)数の推移

区 分		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
件 数 (件)	都道府県等	42	38	31	33	16	32	21	33	25	21
	市町村等	98	106	104	92	124	126	120	122	98	87
	公 社 等	6	3	1	0	0	1	2	1	0	0
	計	146	147	136	125	140	159	143	156	123	108
団 体 数 (団体)	都道府県等	24	20	19	15	10	19	11	22	11	16
	市町村等	80	95	90	79	98	105	110	107	92	74
	公 社 等	6	3	1	0	0	1	2	1	0	0
	計	110	118	110	94	108	125	123	130	103	90
関 係 職 員 (当事者) 数 (人)	都道府県等	45	45	33	36	16	41	21	40	27	21
	市町村等	127	115	137	106	132	149	123	123	108	110
	公 社 等	6	3	1	0	0	1	2	1	0	0
	計	178	163	171	142	148	191	146	164	135	131